

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

= 目 次 =

1. 重大事故等情報＝7件（10月23日～10月29日分）
 - (1) 乗合バスの車内事故
 - (2) 貸切バスの火災事故
 - (3) 法人タクシーの衝突事故①
 - (4) 法人タクシーの衝突事故②
 - (5) 法人タクシーの転覆事故
 - (6) トラックの衝突事故
 - (7) トラックの酒気帯び衝突事故
 2. 後退時等の安全確保の徹底について
 3. 事業用自動車の安全確保の徹底について
 4. 「事業用自動車事故調査報告書（貸切バスの追突事故）」に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
 5. 10月は、自動車点検整備推進運動強化月間です！
 6. S A S 対策マニュアルを改訂しました！
 7. トラックの保有車両数が5両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
 8. 自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
 9. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
 10. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！



【1. 重大事故等情報=7件】（10月23日～10月29日分）

- ## (1) 乗合バスの車内事故

10月26日(月)午後5時40分頃、宮崎県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客7名を乗せて運行中、車内事故が発生した。

この事故により、乗客 1 名が重傷を負った。

事故は、バスが停留所から発車したところ、当該乗客が着席していなかったため、転倒した模様。

- ## (2) 貸切バスの火災事故

10月24日（土）午前7時00分頃、鹿児島県の高速自動車国道において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客18名を乗せて運行中、車両火災が発生した。この事故による負傷者はなし。

事故は、バスの運転者が車両後部から煙が発生していることに気付き、バスを路肩へ停車させ点検したところ、エンジン付近から発火していたことから、車載の消火器で消火活動を行い、駆けつけた消防により消火した。

（3）法人タクシーの衝突事故①

10月26日（月）午前11時30分頃、福岡県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、交差点で停車しようとしていたところ、当該タクシーが何らかの原因で急に発進し、対向車線側の街路樹に衝突した模様。

この事故により、タクシーの運転者が死亡した。

事故は、当該運転者の健康起因による事故の疑いがある。

（4）法人タクシーの衝突事故②

10月26日（月）午後9時00分頃、大阪府の高速自動車国道の出口付近において、府内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、流出路の道路側壁に衝突した。

この事故により、タクシーの運転者が死亡し、乗客が意識不明の重体となった。

事故は、当該運転者の健康起因による事故の疑いがある。

（5）法人タクシーの転覆事故

10月28日（水）午前0時03分頃、兵庫県の高速自動車国道の出口付近において、大阪府に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、側壁に衝突し横転した。

この事故により、乗客及び運転者が軽傷を負った。

事故は、タクシーが分岐点に気付くのが遅れ、急ハンドル切ったところ側壁に衝突し横転した模様。

（6）トラックの衝突事故

10月26日（月）午前5時58分頃、茨城県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、ワゴン車と正面衝突した。

この事故により、ワゴン車の運転者及び助手席の1名が死亡し、トラックの運転者及びワゴン車の後部座席の1名が重傷を負った。

事故は、片側1車線の直線道路において、対向のワゴン車がセンターラインを越えてきたため、トラックは避けられず衝突した模様。

（7）トラックの酒気帯び衝突事故

10月29日（木）午前10時50分頃、福岡県の県道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、軽自動車に追突した。

この事故により、軽自動車の運転者及び乗員 2 名の合計 3 名が軽傷を負った。トラックの運転者は、酒気帯び運転の疑いで警察に拘束されており、運行前点呼は実施されていなかった模様。

上記 7 件の死傷者数計：死亡 4 名、重傷 4 名（重体 1 名を含む）、軽傷 5 名（速報値）

【2. 後退時等の安全確保の徹底について】

本年10月3日、徳島県徳島市内の道路において、視覚に障害のある男性と盲導犬が、後退警報装置のスイッチをオフにしたまま後退してきたトラックにひかれて死亡する事故が発生しました。

事業用自動車の運行においては、車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等その構造上の特性を踏まえた上で、安全確保を徹底することが求められております。運送事業関係者の皆様におかれましては、日頃より安全の確保に取り組んで頂いているところですが、今回のような事故を防止するため、下記の点を含めて、後退時等の安全確保を徹底していただきますよう、お願い致します。

記

1. 運転者は、交通法規を遵守するとともに、進路変更、転回、後退等しようとするときは、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめること。
 2. 後退時等に周囲に発音することにより歩行者等に対して注意喚起を行う装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないこと。
 3. 運送事業者は、運転者に対して車両の構造上の特性について理解させるとともに、危険の予測及び回避に必要な技能を習得させる等適正な指導及び監督を実施すること。

上記の内容は、平成27年10月15日付け、国自安第133号、国自技第160号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。

運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

【3. 事業用自動車の安全確保の徹底について】

事業用自動車の事故防止については、「平成27年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画」において注意喚起を図ってきたところであります。しかし、残念ながら、

「平成27年秋の全国交通安全運動」期間中（9月21日～9月30日）、事業用自動車に起因すると思われる重大事故が8件（速報値）発生し、これらの事故により、4名の方がお亡くなりになり、15名の方が負傷されております。

また、警察庁発表の「交通事故統計」（平成27年8月末）によると、本年1月から8月末までに事業用自動車が第1当事者となった死亡事故件数が、バス・マイクロで9件（対前年比1件増）、普通乗用（タクシー等）で30件（同11件増）、貨物で216件（同14件減）となっております。

このような重大事故は、自動車運送事業者の最大の使命である輸送の安全を脅かし、結果、国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。

国土交通省においては、「事業用自動車総合安全プラン2009」に掲げられた目標（平成30年までに、年間死者数250人以下、年間事故件数3万件以下）を達成するため、各種施策を実施しているところですが、運送事業関係者の皆様におかれましても、引き続き、運行管理の確実な実施、社内の安全意識の徹底等あらゆる施策を通じ、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すよう、お願い致します。

上記の内容は、平成27年10月6日付け、国自安第130号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。

運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【4. 「事業用自動車事故調査報告書（貸切バスの追突事故）」に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて】

先般、事業用自動車事故調査委員会から、貸切バスに係る事故の調査報告書が提出され、公表したところです。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業関係者において積極的に取り組まれますよう、平成27年9月28日付けで、「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、関係団体を通じ、運送事業関係者への周知をお願いしたところです。

事業者の運行管理及び運転者教育等に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

○運行管理に係る法令遵守の徹底

・運行管理者は、運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、点呼において、運転者に対し適切な運行指示を行い安全運行に必要となる情報を提供することは、運行管理において重要な業務であることを自覚するべきである。また、点呼

の結果を記録し保存することにより、点呼実施者の責任を明確にするとともに、運転者の拘束時間などを適切に管理することにより過労運転等の防止を図ることは重要であることから、運行管理を適切に実施するための資料として、的確に記録しておく必要がある。

・事業者は、運転者に対し適性診断を受診させるだけでなく、その診断結果において、運転に当たっての注意点を指摘された運転者に対しては、その結果（注意点）を的確に伝達するとともに、このことを日常的に自覚させ、改善に努める運転を心がけるよう個別に指導を行う必要がある。

○運転者教育の充実

・事業者は、運転者に対して、速度超過に起因した事故事例を用いて速度超過による運行の危険性を十分理解させるとともに、危険予知訓練やヒヤリハット体験を活用した実践的教育に積極的に取り組む必要がある。

○脇見運転等の防止

運転者は、走行中に図形情報板を見て道路交通状況を確かめる際は、運転者の視線が前方の交通状況から逸脱することを認識し、これを継続的に注視しないことが必要である。

○制限速度の遵守

運転者は、高速道路において速度の感覚が鈍くなることを認識し、適宜、速度計により走行速度を確認することが必要である。また、速度の出し過ぎはブレーキをかけてから車両が停止するまでの制動距離が長くなり、追突事故を起こす可能性が高くなることから、制限速度を遵守することが重要である。

今回の報告書にあっては、貸切バスの案件ではありますが、追突事故は業態を問わず共通した要因が含まれています。追突事故の一層の防止を図る観点から、バス事業関係者はもとより、トラック及びタクシー等事業関係者の方々におかれましても、これら再発防止対策を参考として、より一層安全性の高い運行管理業務に取り組まれますようお願い致します。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000206.html



【5. 10月は、自動車点検整備推進運動強化月間です！】

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化するものであり、本来の安全・環境性能を維持するためには、自動車ユーザーが責任を持って、適切に点検整備（日常点検及び定期点検）を行うことが必要です。

このため、国土交通省では、関係団体等で構成する自動車点検整備推進協議会と協力して「自動車点検整備推進運動」を実施中です。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000114.html

A decorative horizontal border consisting of a repeating pattern of diamond shapes.

【6. SAS対策マニュアルを改訂しました！】

平成15年3月に策定したマニュアル「睡眠時無呼吸症候群（SAS）に注意しましょう」から10年以上が経過し、SASスクリーニング検査を実施する事業者は近年、増加の一途を辿っています。しかし、未だに事故後に初めて運転者のSASが発覚するというようなケースも後を絶たず、SASスクリーニング検査の実施は決して浸透したとは言い切れません。SASスクリーニング検査は、平成26年4月に改訂された「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の中での「推奨検査」とされており、更なるSASスクリーニング検査の周知と、適切な治療が強く望まれます。

その一方、10年以上を経て、SASスクリーニング検査後の職場内での運用等において、管理者が手探りで摸索している状況も見受けられています。

本マニュアル改訂版では、「S A S 対策は難しい」と捉えて、なかなか検査に踏み切ることができない、検査はしたもののフォローができていない、乗務可否判断が難しいなど、事業者が感じている対応面での懸念を踏まえて、S A S スクリーニング検査の実施前（準備）から実施後（フォロー・活用）までの対応について、一連の流れを具体的に示しました。

本マニュアルを指針として、運輸業界において、SASスクリーニング検査が更に普及するとともに、適切な治療がなされることによって、「安全と健康」が一層向上するよう、平成27年8月27日付けで関係団体あて通知しました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000210.html

【7. トラックの保有車両数が5両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！】

平成27年5月1日より、保有車両数が5両未満の営業所においても、運行管理者の選任が必要となりました。(注)

5月1日以降に運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象となります。なお、処分基準における運行管理者の選任違反（選任なし）は、30日間の

事業停止処分が科せられます。

(注) 専ら靈きゅう自動車または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所等、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるものとして、地方運輸局長により公示された営業所については、保有車両数が5両未満でも運行管理者を選任する義務はありません。

○改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）（抄）

第18条（運行管理者の選任）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成25年3月29日

施行：平成25年5月1日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf>



【8. 自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります。】

H27.4.30、公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人日本バス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等に対して、『自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について』を通達しましたので、お知らせします。

通達の概要は以下のとおりですので、ご承知おきください。

自動車の定期交換部品は、自動車製作者等が道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第57条の2の規定に基づき、通常の点検

ではその後の安全性を確保しうる期間を予想しにくい部品等について、その品目及び標準的な交換時期を明示して、自動車使用者に対し一定の期間ごとに交換することを推奨しているものです。

また、自動車使用者は、車両法第47条の規定に基づき、自動車製作者等が提供する定期交換部品を含む点検及び整備に関する技術上の情報等を参考として、自動車の使用の状況、自動車の構造・装置に応じた所要の点検及び整備を行う義務があります。

今般、4月16日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（平成27年改善対策届出番号470）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去5年間で57件発生していましたことがあります。

このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【9. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！】

平成26年度中の大型車（車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとめましたので公表します。

当該事故は3年連続で増加しており、平成26年度は前年度比約2.4倍増（26件増）と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車のユーザー等に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000116.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【10. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

[掲載マニュアル一覧]

- ・H27年8月：S A S 対策マニュアル「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～S A S 対策の必要性と活用～」
- ・H26年4月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
- ・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・H19年6月：S A S 対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメールマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

